平成２６年（フ）第７７８５号
埼玉県桶川市朝日３丁目３－２
債務者　鈴木　純一
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上沼　紫野
4　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２９号
新潟県五泉市駅前２丁目５番４号
債務者　鈴木　義信
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３０号
新潟県五泉市駅前２丁目５番４号
債務者　鈴木　和義
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　一史
4　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
長野県上田市上田45―１、住民票上の住所長野県上田市古里1991番地１
債務者　田中　俊彦
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４０号
福井県三方郡美浜町河原市第42号11番地の４
債務者　髙木与志久
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　啓輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第７８６号
埼玉県戸田市美女木６丁目15番地の23
債務者　依田　将孝
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７３２号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字金蔵９番地29、住民票上の住所京都府長岡京市神足大張１番地５
債務者　今井　晃洋
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　岳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４１３号
仙台市若林区河原町２丁目12番19号　プランド河原町203号、住民票上の住所仙台市若林区河原町２丁目12番19号　ビューコート河原町Ａ―203
債務者　山本　晃子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新北1154番地１
債務者　松尾　秀之
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多加喜寛明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２００号
大分市大字中判田2038番地の109
債務者　吉田　倫優
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　立茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５８号
沖縄県那覇市真嘉比２丁目16番５号　美らエグゼＫ．Ｕ301
債務者　芳野　正彦
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新見　研吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２０３号
沖縄県豊見城市字金良306番地11
債務者　與那覇正文
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月　保博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２０９号
北海道北斗市七重浜４丁目34番20号
債務者　長谷川諭美
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２１３号
函館市千代台町２番15―603号
債務者　萩原　文子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２２号
函館市本通２丁目33番25号
債務者　関本　政雄
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３０１５号
大阪府高槻市安岡寺町１丁目68番17号サングレード高槻202号
債務者　塚本　徹也
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部